

|                                                       |            |     |                            |
|-------------------------------------------------------|------------|-----|----------------------------|
| (独) 家畜改良センターの衛生情報<br>「NLBC 家畜衛生通信 第 32 号」 令和 5 年 10 月 |            |     |                            |
| 執筆担当                                                  | 所在地        | 畜種  | キーワード                      |
| 奥羽牧場<br>衛生課                                           | 青森県<br>七戸町 | 肉用牛 | 飼養衛生管理基準、分断された衛生管理区域、運用の工夫 |

## (独) 家畜改良センターにおける飼養衛生管理基準への適合のための取組②

～公道に分断された衛生管理区域の運用事例等のご紹介～

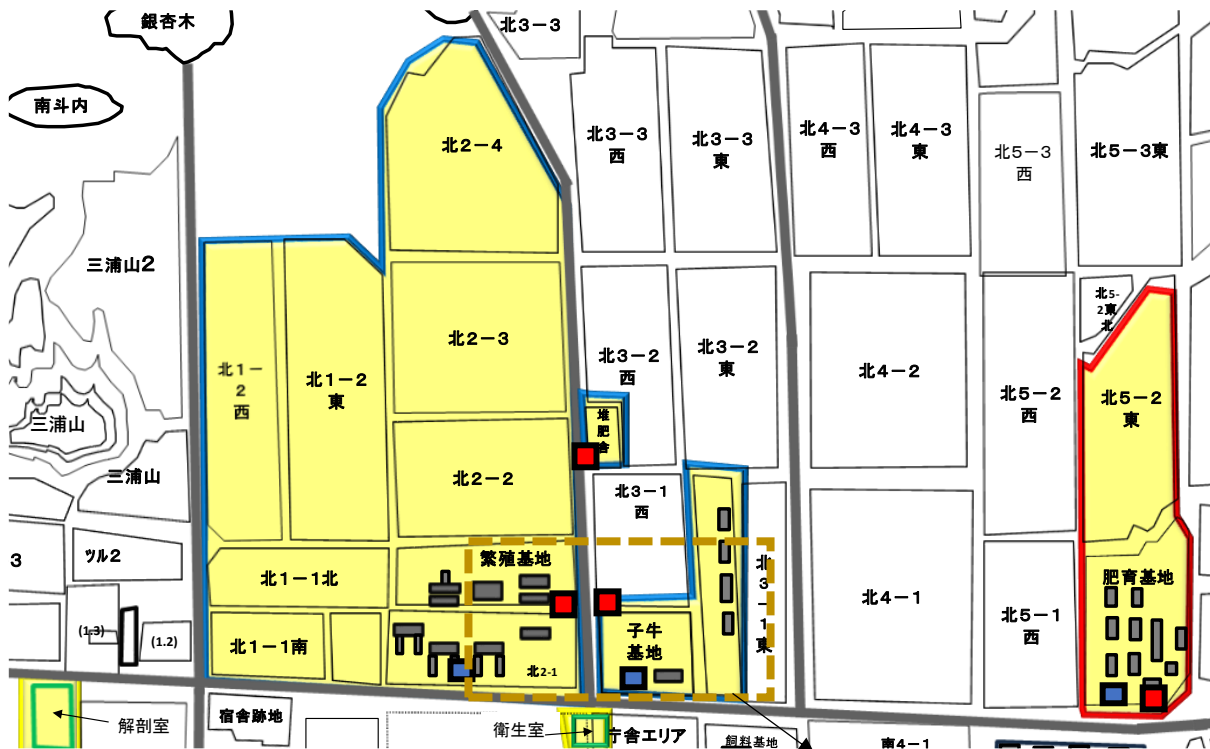
### 1. はじめに

(独) 家畜改良センター奥羽牧場では、現在は肉用牛の改良増殖を行っていますが、明治 29 年に設立された種馬牧場を前身とする、100 年以上の歴史ある牧場です。古い設備を有効活用しているため、一般車両が通行する公道が横切ることにより衛生管理区域が分断されるという構造上の課題を抱えており、それに対し、分断されている区域間の動線や区域内の移動、加えてそれらに伴う入退場時の措置を工夫しておりますので、ご紹介いたします。

### 2. 当場の衛生管理区域の構造

不特定多数の車両が通行する公道からの病原体侵入が重大なリスクであると捉え、より衛生的な運用を行う為に、当場の衛生管理区域には農場を分断する公道を含めていません。次の図のように、大きく分けて繁殖エリア、肥育エリア、衛生エリアの 3 つと、放牧地、採草地の一部、関連施設等の幾つかの離れ小島（飛び地）が公道で分断されていますが、これらを合わせて一つの衛生管理区域として県知事（家畜保健衛生所）へ届け出ています。

## 【牧場全体図】



【エリア間移動ルート整備図】へ

～入退場時の衛生措置は

公道を横切るときに～

### 3. 分断された衛生管理区域の運用の例

入場時の措置としては、衛生管理区域に入る時の区域内専用作業着・靴への着替え履き替え、手指の洗浄消毒、車両消毒（以下、「衛生措置」という。）が重要です。さらに、分断された各エリアの出入口に更衣室を設置し、分断された衛生管理区域間での移動を行う毎にも衛生措置により、汚染されている可能性のある公道から病原体を内部に持ち込まないように取り組んでいます。例としまして、職員が繁殖エリアで作業をした後に肥育エリアで作業する場合には、繁殖エリアの入場時・退場時、肥育エリアの入場時・退場時の計4回、衛生措置を行っています。

～最短ルートの整備により

防疫対策・作業効率化～

#### 4. エリア間の移動動線の改善の例

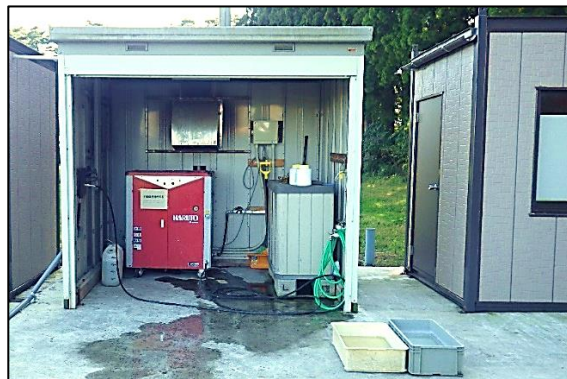
これまで、繁殖基地の分娩牛舎で生まれた子牛を、子牛基地の哺育牛舎へ移動させる時や、繁殖基地から子牛基地へ飼料の格納換えを行う際には、交通量の多い公道を約 300 メートル通るルートを利用せざるを得なく、汚染リスクが高いとともに作業効率が悪い状況でした。両エリア間を最短で結ぶことのできる作業路・車両消毒器・更衣室を整備し、通行量の比較的少ない公道を約 10 メートル横断するだけで行き来できるようにしました。



### 【子牛基地に新設した消毒設備と更衣室】



手前から、新設した更衣室、車両消毒器を格納する物置。消毒場所の清浄を保てるように、汚水を洗い流せるコンクリート盤上で車両消毒を行っています。



設置した車両消毒器（高圧洗車機を使用し、水に消毒剤を混合して車両を洗浄消毒する。）



子牛基地で作業を行う職員数が8名程度であることから、更衣室はある程度の大きさのものを使用しています。中古のスーパーハウス（6帖）に奥の扉を追加し、入場時には手前の扉から奥の扉へと抜けるワンウェイにしています。（スーパーハウスは設置費、扉追加費、税込みで50万円程度。）

### 【設備を簡素化した対応例】

上記のような設備があると万全ですが、人や車両の出入りが少ない場合には、石灰帯の設置や、携行タイプの消毒用ポンプの活用が考えられます。



石灰帯の設置



消毒ポンプによるタイヤ回りの消毒  
出典：農林水産省 Web サイト

([https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/katiku\\_yobo/k\\_shiyuu/attach/pdf/index-175.pdf](https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/katiku_yobo/k_shiyuu/attach/pdf/index-175.pdf))



農家においては、人だけが公道を渡る場面も多いでしょうか。少しの距離だからといってそのまま渡るのではなく、公道に出る前に区域外用の靴に履き替え、渡った先の入口で区域内用の靴に履き替える事が、病原体を持ち込

まない為に有効です。（公道を渡る前後で水栓があれば、移動の都度、洗浄及び靴底消毒を行いましょう。）

## 5. おわりに

畜種ごとの飼養衛生管理基準が平成 23 年に制定されて以降、当场のように敷地が公道によって分断されている為に、衛生管理区域の設定に苦労されている農家の話を耳にします。当场の取組が、そのような農家の方々の参考になりましたら幸いです。

なお、ここ数年の特定家畜伝染病発生の増加を受け、万が一の伝染病発生時の影響を緩和する為に、人員・機材の専属化を行い、動線を別にする事により農場内のエリアを疫学的に分離する「農場分割管理」が話題になっています。当场では今のところ、すべてのエリアを一つの衛生管理区域として届け出ていますが、今後、例えば、肥育素牛の導入及び肥育完了牛の出荷が頻繁に行われており伝染病の侵入リスクが比較的高いと考えられる「肥育エリア」を別の衛生管理区域とするなど、分割管理にすることも検討の余地があるかも知れません。